

丹波市の地域づくり事業と 地域づくり交付金他補助金制度等の概要について

1 地域づくり事業とは

少子高齢化が進む中で、概ね小学校区を単位とする地域内において、多様な主体で構成された自治協議会が、身近な課題を主体的に解決し、地域の特性や個性を生かした安全、安心な豊かで住み良い地域をつくっていく取組み（活動）をいう。

（丹波市自治基本条例（平成24年4月1日施行）第12条より）

2 これまでの経過

平成15年10月

合併協議会において新市建設計画が策定され、新市のまちづくりの方向が示された。

【施策の体系】

《市民参加、交流・連携》

市民が主体となった連携・交流のまちづくり

市民参加のまちづくりの推進 主要事業「地域づくり活動支援事業」

- ・市民のボランティア活動やNPO活動など、地域における自主的で個性豊かな活動を支援します。
- ・コミュニティ施設を中心とした活動を支援するなど、自主的・主体的な市民活動の機会や場の整備・充実に努めます。
- ・行政をはじめ各種機関、団体における施策・方針決定過程への女性の参画の拡大と人材の登用を促進していくため、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進します。

住民主導のまちづくり 主要事業「市民とともにつくるまちづくり事業」

- ・恵まれた自然環境との調和を図るとともに、活力ある産業や文化を育成し、豊かな自然に包まれた交流文化都市を目指すためには、今後のまちづくりについて「行政主導型、住民参加型」から「住民主導、行政支援型」のまちづくりへと転換していく必要があります。
- ・住民自らが地域をどのようなまちにしたいのか、また、そのために住民自らは何ができるのかなどを議論することによって、いつまでも住み続けたいまち、こころから住んでよかったと思えるまちを自分達で育てていくことが重要です。そのため、そのような内発的活動を促すとともに、地域住民の意思を尊重し、その意見を行政の施策に反映できる仕組みづくりと住民活動に対する支援を図ります。

平成16年11月1日

「丹波市」発足

平成17年度

「丹波市地域コミュニティサポート事業補助金交付要綱」 新設（市教委）
 「丹波市総合計画」【基本構想】【前期基本計画】 策定
 「兵庫県県民交流広場事業」の募集開始（16・17年度はモデル事業）

● 地域コミュニティサポート事業補助金

地域コミュニティサポート事業を実施し、市民参加のまちづくりの基礎固めを行った。

1 趣旨

地域コミュニティ事業等を小学校区等の単位で実施し、市民自らがそれぞれの特徴を活かしながら自主的及び創造的な地域づくりを推進するため、地域コミュニティ活動推進員を設置する団体に対し、その経費を補助する。

2 概要

- (1) 地域コミュニティ事業等を校区の単位で実施
- (2) 地域コミュニティ活動推進員の設置（小学校区又は中学校区、1週の勤務時間は、20時間以上30時間以内）
- (3) 地域コミュニティ活動推進員勤務1時間当たり800円を限度（1月当たりの補助金の額は、95,000円を限度）に補助 ※95千円×12月＝1,140千円

3 実施地区

18地区（柏原1/2、氷上5/5、青垣2/4、春日5/5、市島5/5 ※山南地域は地区公民館制度があるため対象外）、22人

● 基本構想（H18.3.30策定）

1 基本理念 「地域を支えるにぎわいと活力あるまち」

市民参画によるまちづくりを進め、市民が誇りを持てる新しい地域づくりを目指すとともに、地域コミュニティを大切にしまちづくりを進める。

2 基本方針 「市民が主体となった連携・交流のまちづくり」

地方分権、厳しい財政状況や市民ニーズの多様化・高度化の中で、市民と行政が互いに協力し、それぞれの役割を果たす。

3 アプローチ 「地域づくり（地域コミュニティの再生）」

防災や防犯、環境問題等、少子高齢化による生活課題の多くは、地域や生活圏コミュニティの範囲で実現されるもの。これからは地域の力を再構築することが求められる。地域のコミュニティを基礎として、重層的な市民参加の仕組みを充実させていくことが、自治体経営として必要不可欠。

● 前期基本計画（H17～H21）

リーディングプロジェクト 「参画と協働プロジェクト」

- 1 地域の範囲において子育て、福祉、防犯、防災、環境などの課題に取り組めるコミュニティ組織の育成を目指します。
- 2 地域活動への行政の関与を縮小し、地域の住民自治意識、能力の向上を目指します。
- 3 行政以外に公共サービスを提供するコミュニティビジネスやNPOなどの活動の拡大を目指します。
- 4 市民の自発的かつ自立的な意思に基づいた参画及び協働を目指します。

☞ 「地域づくり交付金（仮称）」

事業毎に分散している地域、自治会への委託金、補助金を整理・統合し、「地域づくり交付金」（仮称）として、地域コミュニティ活動等に交付し、地域主体による課題の調整、解決が図られるよう体制整備に努めます。

● 「兵庫県県民交流広場事業」（※県事業）

趣旨

県民交流広場とは、身近なコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場と、そこで営まれる住民による手作りの活動を総称したもの。県では法人県民税法人税割の超過課税収入を活用しながら、県民交流広場のための整備費や活動費への助成などを行う。これにより、地域を舞台とした実践活動・交流・生涯学習、情報収集・発信などのための多彩な場づくりと活動を応援し、元気と安心のコミュニティづくりを広げていく。

- 概要
1. 助成額 小学校区：整備費1,000万円以内、活動費300万円以内
(概ね5年間で事業を実施。丹波市では自治協議会が申請主体となり、23年度が最終申請で、25校区すべてで実施される。27年度末でほぼ事業完了となる。)
 2. その他 市内の自治協議会拠点施設整備に活用された。一部の自治協議会では活動費によるソフト事業が残っている。)

平成18年度

「丹波市地域コミュニティサポート事業補助金交付要綱」 廃止（H17年度末）

「丹波市地域づくりサポート事業補助金交付要綱」 新設（H18年度限り）

● 地域づくりサポート事業補助金

地域づくりサポート事業を実施し、小学校区単位の地域づくり組織立ち上げ支援を行った。

1 趣旨

自分たちの住む地域を自ら考え、住みやすく快適な地域づくりを行う地域自治協議会を設立するために、地域コミュニティ活動推進員を中心に組織する地域自治協議会設立準備会に対して、地域づくりサポート事業補助金を交付。

2 概要

- (1) 小学校区単位での地域づくり組織（自治協議会）の設立
- (2) 地域コミュニティ活動推進員の設置
- (3) 164万円を限度に補助（設立準備費50万円、地域コミュニティ活動推進員報酬114万円 ※山南地域は地区公民館制度があるため推進員報酬補助は対象外）

3 補助対象経費

対象経費	補助額
地域コミュニティ活動推進員報酬	① 勤務1時間当たりの単価は、800円を限度とする。 ② 勤務形態は地域自治協議会の定めるところによる。 総額1,140,000円を限度とする。
① 報償費（報奨金） ② 旅費（費用弁償） ③ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、光熱水費等） ④ 役務費（通信運搬費、広告料等） ⑤ 委託料（登記委託料等） ⑥ 使用料及び賃貸料（事務機器借上げ料、会場使用料等） ⑦ 原材料費 ⑧ 備品購入費（機械・器具費、図書購入費等） ⑨ その他事業実施に伴う必要な経費	総額500,000円を限度とする。

4 実施地区 25地区

平成19年度

「丹波市地域づくりサポート事業補助金交付要綱」 廃止（平成18年度末）

「山南地域の地区自治公民館制度」 廃止（平成18年度末）

「丹波市地域づくり交付金交付要綱」 新設

「丹波市地域づくり活動拠点施設整備事業補助金交付要綱」 新設

「職員支援者制度」の創設（各小学校区2名～3名）

● 地域づくり交付金

1 通常分（全額前金払い）

(1) 交付対象事業

活動拠点施設の維持管理及び運営、活動推進員の設置、自治協議会の運営並びに「健康」「環境」「教育」の活動テーマを含めた地域づくり事業

交付対象事業		交付額	
拠点施設維持管理及び運営費		1,330円×管理対象床面積 (m ²)	
活動推進員人件費		1,140,000円	
協議会運 営及び地 域づくり 活動費	基礎分	500,000円	
	構成 比例 分	自治会	20,000円×小学校区単位自治会数
		世帯	100円×小学校区世帯数
		人口	50円×小学校区人口数

- (2) 交付金積算根拠等
- ア 拠点施設維持管理及び運営費
市が複数の施設の実態調査を基に設定した2,000円/m²の3分の2
- イ 活動市推進員人件費
地域コミュニティ活動推進員の勤務時間のしぼりはなし。実際の支払額は地域で決定。
- ウ 協議会運営及び地域づくり活動
4月1日現在の住民基本台帳登録の数字による(外国人含む)。
- (3) 実施地区 後述

2 **地域課題解決分** (交付決定額の2分の1を限度として前金払い可)

- (1) 交付対象事業
小学校区における地域課題に対し、自治協議会が主体的に取り組むことでの解決が図られる事業

交付率	限度額
対象事業費の2/3 ※事業実施後4年目以降は1/2	100万円 ※200万円 (・事業効果が市内だけでなく、全国又はそれに類する範囲に及び、市の知名度の向上に資するもの。・非常に高い事業効果が期待でき、先例的取組みとして他の地域の模範となるべき内容のもの。)

- (2) 実施地区 後述

3 **イベント分** (実績払い)

- (1) 交付対象事業
小学校区を対象範囲として、その一体感を醸成するためのイベント

交付率	限度額
対象事業費の1/3 ※平成21年度で終了	50万円

- (2) 実施地区 後述

4 補助金の統合

- (1) 整理の考え方
- ア 交付対象 自治会、小学校区へ交付されているもの
- イ 交付種別 補助金
- ウ 整理除外 国費、県費を受けているもの、団体活動補助となっているもの
- (2) 整理結果
☞上記の考え方を基に、地域づくり交付金としても自治会等への影響が少ないものを、制度開始時の財源として整理。6種類：53,790千円

【H18予算ベース】

ア 地域づくりサポート事業補助金	34,440千円	企画部	※山南地域除く
イ 市民交流促進事業補助金	450千円	企画部	
ウ 自治会等保健衛生活動補助金	3,890千円	環境部	
エ 生き方を育む校区事業補助金	12,500千円	教育委員会	※小学校区分のみ
オ 市民運動会補助金	1,610千円	教育委員会	※柏原地域除く
カ 地域活性化支援事業補助金	900千円	産業経済部	※イベント2校区分
合計	53,790千円		

● 地域づくり活動拠点施設整備事業補助金（実績払い）

1 交付対象事業

施設整備事業内容	補助率	限度額
新築（用地取得費含む） 活動拠点施設を有していない又は活動拠点施設となりうる公共施設がない自治協議会が新たに活動拠点施設を建設する場合	2 / 3	3,500万円
全部改築 木造24年以上、鉄骨造38年以上、鉄筋コンクリート造50年を経過した活動拠点施設をすべて除却して建設する場合。ただし、本要綱による補助金を受けて大規模改修（増築含む。）又は修繕を行った施設は、15年を経過したものに限る。	2 / 3	3,500万円
公共事業に伴う新築、全部改築又は移築（補償費を差し引く）	2 / 3	3,000万円
大規模な改修（増築含む。）又は修繕 新築又は全部改築から15年を経過した活動拠点施設 ※対象事業費が100万円以上の場合 ※改修（増築）又は修繕で構造主体及び主要設備にかかるもの	2 / 3	300万円

※国、県等の補助金等の交付を受ける場合は、対象事業費から国、県等の補助金等の額を差引いた額とのいずれか低い額とする。

2 実施地区 後述

3 補助金の考え方

(1) 整理の考え方

ア 市施設について、施設の目的・利用実態から、受益が地元利用にほぼ限定されているコミセン的な施設については、地元合意があれば譲渡するものとし、地元も不要であれば廃止する。

イ 補助金適正化法、起債償還等により直ちに譲渡できない施設は、譲渡可能時期までの期間について指定管理者制度を活用し、譲渡相当施設として地元管理を行う。

ウ 譲渡及び指定管理により、従前市が払っていた施設管理に係る人件費、維持管理費が不要となるため交付金の財源とする。

(2) 整理結果

☞10施設 20,141千円【H18予算ベース】

平成20年度

「丹波市地域づくり計画策定支援事業補助金交付要綱」 新設（有効期限：H23. 3. 31）

● 地域づくり計画策定支援事業補助金

1 趣旨

小学校区における地域課題の解決を図り、かつ、市民による主体的な連携と交流の地域づくりを推進する自治協議会に対して、総合的かつ計画的にその活動に取り組むための地域づくり計画を策定するに当たり、適切な助言を行う専門家等（以下「アドバイザー」という。）を招聘した場合に要する費用の一部を補助。

2 補助対象事業

対象経費	補助率	限度額
地域づくり計画の策定のためのアドバイザーに対する謝金及び旅費	2 / 3	14万円 ※会議1回当たり2万円限度

3 実施地区 後述

平成21年度

「丹波市地域づくり活動支援事業補助金交付要綱」 新設（H21年度限り）
「丹波市総合計画【後期基本計画】」 策定

● 地域づくり活動支援事業補助金

緊急経済対策として、地域づくり活動支援事業補助金を新設し、地域経済の活性化と活動の充実を図る。

1 趣旨

自発的かつ自立的な意思に基づく参画と協働及び魅力ある丹波市の実現に寄与するため、小学校区における地域課題の解決を図り、かつ、市民による主体的な連携と交流の地域づくりを推進する自治協議会の活動に対して必要な経費の一部を補助

2 補助対象事業

- (1) 自治協議会の活動に必要な設備の充実及び備品購入
- (2) 活動拠点施設の改修又は修繕

補助事業種別		対象経費	条件等	補助率	限度額
1号	活動に必要な設備充実及び備品購入	設備の設置、更新、新規購入、開設等に係る費用及び備品の新規購入に係る費用	人件費等の個人に対する支出、補助事業に伴わない租税公課、維持管理費等の定期的又は定例的な支出及び使用により短期間に消費するものに対する支出は対象としない。	1号及び2号の対象経費合計額の5分の4（千円未満切捨て）	40万円
2号	活動拠点施設の改修又は修繕	改修又は修繕に係る費用			

3 実施地区 23

● 後期基本計画（H22～H26）

リーディングプロジェクト 「参画と協働プロジェクト」

- 1 コミュニティ組織において子育て、福祉、防犯、防災、環境などの身近な地域課題の解決が図られるよう組織運営の強化を目指します。
- 2 行政のパートナーとして市民の自治意識、課題解決能力の向上に努め、公共サービスの効率化を図るため担い手の育成を目指します。
- 3 新たな公共サービスに対して、コミュニティビジネスの起業やNPO活動への支援を充実し、雇用の拡大を目指します。
- 4 市民に必要な情報をわかりやすく積極的に提供し、提案や話し合いができる協働の機会の広がりを目指します。
- 5 自発的かつ自立的な意思に基づいた市民参画及び協働を促す仕組みの構築を目指します。

☞ 「新たな公共の担い手の創出」

市民生活や地域に存在する様々な課題の解決や市民ニーズに沿った事業を推進するため、地域活動・コミュニティビジネス・NPO活動の特性を生かした提案型協働事業を設け、参画と協働に必要な新たな公共サービスの担い手の創出と育成を図ります。

☞ 「地域づくりの推進」

地域づくり事業としてこれまでから取り組んでいる内容を必要に応じて見直すことにより、市民一人ひとりの手づくりで未来を切り開いていこうとする自治意識が行動に結びつき、みんなで地域を支えていくという市民主導・行政支援型による地域づくりを推進します。

平成22年度

「丹波市地域づくり活動支援事業補助金交付要綱」 廃止（平成21年度末）

「丹波市地域づくり交付金交付要綱」 改正

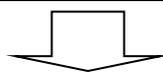
「丹波市 参画と協働の指針」 策定（平成23年3月）

● 地域づくり交付金交付要綱改正

- ・通常分算定額の見直し
- ・地域課題解決分を提案活動分に変更
※地域課題解決分：改正前に年次計画を策定し交付決定された事業は、平成22年度に限り改正前の交付率により交付。
- ・イベント分の廃止（平成21年度末）

1 通常分算定額の見直し

交付対象事業		交付額
拠点施設維持管理及び運営費		1,330円×管理対象床面積（㎡）
活動推進員人件費		1,140,000円
協議会運営及び地域づくり活動費	基礎分	500,000円
	構成	自治会
	比例	世帯
分		人口



※人件費＋基礎分 60,000円増額
※世帯 単価20円減額

交付対象事業		交付額
拠点施設維持管理及び運営費		1,330円×管理対象床面積（㎡）
活動推進員人件費、協議会運営及び地域づくり活動費		1,700,000円
基礎分	構成	自治会
	比例	世帯
	分	人口

(1) 改正の視点

- ア 算定項目の内、推進員人件費と基礎分は全地区同額であるため、一本化することで人件費支出の地区の自由度を高める。
- イ 各地区の調査実態から、推進員業務の重要性及び困難性を考慮し、有能な人材確保の観点から増額して基礎額に含める。
- ウ 拠点施設は、市内施設の管理経費調査結果により平均管理経費が㎡当たり概ね2,000円であることから改正を行わない。
- エ 自治会分は、協議会の活動や運営を円滑に行うため、主要構成団体である自治会との連絡調整を密にする必要があり、そのための連絡、協議に要する経費が自治会数分必要なことから、1自治会当たり2万円が適当と判断し改正は行わない。
- オ 世帯分、人口分については、世帯分の比重が大きいことから世帯分を減額する。

2 地域課題解決分を提案活動分に変更

【地域課題解決分】

小学校区における地域課題に対し、自治協議会が主体的に取り組むことでその解決が図られる事業

交付率	限度額
対象事業費の2/3 ※事業実施後4年目以降は1/2	100万円 ※200万円（・事業効果が市内だけでなく、全国又はそれに類する範囲に及び、市の知名度の向上に資するもの。・非常に高い事業効果が期待でき、先例的取組みとして他の地域の模範となるべき内容のもの。）



【提案活動分】

- 1 自治協議会の当事者意識や取り組み意欲が高く、優れた事業効果が見込まれるため、特に支援すべきと判断する次に掲げるいずれかの事業
 - (1) 地域における公共サービスを地域の力で担うことにより、暮らしやすい地域社会の形成を実現する取り組み
 - (2) 地域資源を活かしたコミュニティビジネスを創出することで、自主財源確保による能力を高め、自らの地域に対する誇りと活力ある地域社会を実現する取り組み
 - (3) 自ら考え、自ら行動する住民自治意識の高揚と、地域の担い手を育成する学びの場を創出する取り組み

交付率	限度額
対象事業費の1/2	100万円

2 実施地区 後述

● 参画と協働の指針

参画と協働の指針とは

○参画と協働により事業を進めていくためには、多様な地域主体と行政が参画と協働について共通の理解を持って取り組んでいく必要があります。この「参画と協働の指針」は、参画と協働についての基本的な姿勢や考え方、両者の関係などを明らかにして、協働事業を実施しやすくするためのものです。

平成23年度

「丹波市地域づくり計画策定支援事業補助金交付要綱」 廃止（平成22年度末）
 「まちづくり部」の創設及び「まちづくり指導員」の配置
 「丹波市元気な地域づくり特別事業交付金交付要綱」 新設

● まちづくり部の創設、まちづくり指導員の配置

「仕組みづくり」 → 地域協働課

「人づくり」 → 生涯学習センター、人権啓発センター

「場づくり」 → 6支所

※6支所及び人権啓発センターに1名ずつ「まちづくり指導員」を配置。計7名

※平成25～26年度途中まで人権啓発センター1名を生涯学習センターへ配置。

■丹波市が進める地域づくり事業

【将来像】

○「新しい公共の創出」をめざす。(みんなで支えあう活気のある地域づくり)
 小学校区単位で、住民組織を設立し、活動拠点の確保、推進員の設置等行ってきましたが、今後においては、それぞれの地域が地域の将来像を描き、その課題解決のための指針となる行動計画(地域づくり計画)を策定し、地域住民、市民、NPO、事業者等が一体となって取り組む新たな関係づくりが必要です。

【課題】(地域自治協議会のヒアリングから)

- 地域で任期のみ務めるという自治会等役員の意識改革が必要。
- 地域・行政ともに人材・資源・財源など身近な情報を提供しあう体制が必要。
- 地域リーダー養成の義務感を地域が認識し共有することが必要。
- 市民が学んだことを地域に生かす「知識循環型生涯学習」の展開が必要。
- 市役所職員による専門的な各種ノウハウ等の支援が必要。

【事務分掌】

- ① 地域づくりに関すること。
- ② 自治会に関すること。
- ③ 定期講座、講演会等市民の生涯学習、文化活動の実施に関すること。
- ④ 人権施策に関すること。
- ⑤ スポーツ、レクリエーションの振興に関すること。
- ⑥ 芸術文化に関すること。
- ⑦ 学習資料及びスポーツ機器、視聴覚機器等の利用に関すること。

【各課の役割】

○地域協働課の役割(仕組みづくり)

まちづくりの基本的なルールをつくる。

具体的には、①自治基本条例の制定、②自治会長会・自治会組織との連携、③地域のコミュニティ施設の整備などを行います。

○人権啓発センターの役割(人づくり)

市民生活の基本である人権意識の高揚を図る。

具体的には、①人権文化を進める市民運動として自治会・校区でのきめ細かな人権学習の展開・充実、②人権啓発・人権教育を推進するための指導者育成、学習教材・情報の提供による学習環境の整備、③人権関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

○生涯学習センターの役割(人づくり)

地域の課題・問題を自らのこととして捉え、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって主体的に参加し学ぶことにより、その知識を地域に還元できる知識循環型生涯学習を進め、行政と協働して解決していく人材を育てる。

具体的には、①地域づくりの理念や事業の企画・計画を立案できるような成人教育事業の実施、②会議・学習会の進行やまとめ方などの講座を通じ、コミュニケーションスキルを身につける講座を実施します。

○支所の役割（場づくり）

広大な市域(493.21平方キロメートル)有する丹波市は、本庁舎・分庁舎の他に4支所を市内6地域に配置し、合併前と概ね同様の庁舎配置により市民サービスの維持・向上に努めています。今後においても、その機能を継続していくとともに、総合計画（後期基本計画）【市民が主体となった連携・交流のまちづくり】の基本方針に基づき、以下のことについて機能の充実を図ります。

○支所・地域振興課を〔支所〕に統一 ～ 身近な集いの場に ～

地域課題に対応できる機能強化の一翼を担うため、まちづくり部のもとに支所・地域振興課を〔支所〕に統一し、身近な集いの場とします。

○地域づくりに対して、丹念に対応できる支所

高齢化率が高まり、人口も減少する中、地域全体（小学校区単位）で一つの単位自治会を支えあう必要が、今後生じることも予想されます。そうした地域の課題に対して丹念に対応できる機能をめざして、支所が校区自治協議会等と連携しながら、その機能をより強化します。

■支所の役割（場づくり）

○地域課題を把握し、行動するため、一緒に活動することにより交流を深める機会をつくる。

○地域課題の解決に向けた計画策定、行動するための手法のノウハウを提供する。

○市民の自発的な学びの意欲に応える場を提供する。

具体的には、①地域の課題解決実践講座の実施、②地域リーダーの情報交換会、③自治意識の高揚と地域への誇りがもてる学習機会の提供などを行います。

○まちづくり指導員（非常勤特別職）の配置

地域づくりや生涯学習の推進について、専門的な立場から指導・助言にあたる「まちづくり指導員」を各支所に1名配置します。

■まちづくり指導員の役割

○地域づくり事業に関する調査研究、助言（地域づくりの手法、考え方、情報の伝達など）

具体的には、①自治協議会の地域づくり計画策定に係る情報・手法等の提供と事業実施の協働、②自治協議会の運営に係る提案や助言、③地域コミュニティ活動推進員との連携・協力、④地域資源の掘り起こしや新たな地域資源の創造など、地域と協働しながら地域づくりを進めます。

■地域づくり支援者の役割

○各校区の地域づくりに情報提供と相談など

よりきめ細やかな地域との連携を図るため、各校区に支所長の要請により職員から地域づくり支援者2名を設置し、情報提供・相談業務等に参画します。

● 元気な地域づくり特別事業交付金

市民主導で持続可能な地域づくりをめざす市内の自治協議会に対して、地域づくり計画の策定及び元気な地域づくりの実現による地域の活性化を目的に創設

1 交付対象事業

- (1) 自治協議会が課題解決を図るための地域づくり計画を策定する事業
- (2) 自治協議会が前号で作成した地域づくり計画に係る事業
- (3) 複数の自治協議会で行う場合は、地域づくり計画に位置付けされた事業
- (4) 小学校区が主体となる事業

2 交付額

1,050万円を限度（平成23年～平成27年で）。ただし、地域づくり計画の策定に係る交付金は50万円を下限度。

3 実施地区 25

平成24年度

「丹波市地域づくり交付金交付要綱」 改正

「丹波市自治基本条例」 施行（平成24年4月1日）

● 地域づくり交付金交付要綱改正

提案活動分の廃止（平成23年度末）

● 丹波市自治基本条例（抜粋）

（住民自治組織）

第12条 市民は、**地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、概ね小学校区を単位とする地域内において、多様な主体で構成される住民自治組織**（以下「自治協議会」といいます。）**を設置することができます。**

- 2 一つの地域では一つの自治協議会のみを設置することができます。
- 3 自治協議会は、当該地域のすべての住民及び自治会その他の団体を構成員とします。
- 4 自治協議会は、透明で民主的な運営を行わなければなりません。また、そのための規約及び組織を構成しなければなりません。
- 5 自治協議会は、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた**地域づくり計画の策定に努める**ものとしします。
- 6 自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとしします。
- 7 市民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的に自治協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとしします。
- 8 自治協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(行政の支援)

第13条 市長は、自治協議会の役割を認識するとともに丹波市を構成する一員として尊重し、その活動に対して地域特性を勘案した支援等必要な措置を講じるものとします。

平成25・26年度

改正等特になし

平成27年度

「まちづくり部」の組織改編

「地域づくり計画策定支援事業補助金交付要綱」 新設

「丹波市地域づくり交付金交付要綱」 改正

● まちづくり部の組織改編

	＜平成23年度～＞	＜平成27年度～＞
「仕組みづくり」	→ 地域協働課	→ 市民活動課地域協働係
「人づくり」	→ 生涯学習センター 人権啓発センター	→ 市民活動課生涯学習係 人権啓発センター
「場づくり」	→ 6支所	→ 6支所

● 「地域づくり計画策定支援事業補助金交付要綱」 新設

自治基本条例第12条に規定する地域づくり計画の策定に係る支援事業で、平成23～24年度に全ての校区で策定された計画を見直し、新たに策定するための補助金。

- 趣旨 丹波市自治基本条例第12条に規定する住民自治組織（自治協議会）が地域づくり計画を策定するために必要な経費について補助する
- 対象期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日
- 補助額 20万円を上限とする

● 「丹波市地域づくり交付金交付要綱」 改正

積算根拠の拠点施設維持管理及び管理費の単価を変更した。

平成26年度まで → 1,330円 × 管理対象床面積 (㎡)

平成27年度から → 1,370円 × 管理対象床面積 (㎡)

平成28年度

「丹波市地域づくり交付金交付要綱」 改正

- ・ 算定基準の変更
- ・ 地域課題解決事業の創設(10年間で800万円)

変更前(～H27)					変更後(H28～)				
交付対象事業	区分1	区分2	交付金額	交付条件等	交付対象事業	区分1	区分2	算定基準	交付条件等
活動拠点施設の維持管理及び運営	—	—	管理対象床面積(m ²)に1,370円を乗じて得た額	協議会が維持管理及び運営を行い、必要な経費を負担していること。	活動拠点施設の維持管理及び運営	—	—	4月1日現在の管理対象床面積(m ²)に1,370円を乗じて得た額	自治協議会が維持管理及び運営を行い、必要な経費を負担していること。
活動推進員の設置、自治協議会の運営並びに健康、環境及び教育に関する活動を含めた地域づくり活動	基礎分	—	1,700,000円	—	活動推進員の設置及び自治協議会の運営並びに地域づくり計画に位置づけられた活動	基礎分	—	2,000,000円	活動推進員を設置し、地域づくり計画を策定していること。
	構成比例分	自治会	1単位自治会当たり20,000円を乗じて得た額	毎年4月1日現在を基準とする。	構成比例分	自治会	4月1日現在の1単位自治会当たり20,000円を乗じて得た額		
		世帯	1世帯当たり80円を乗じて得た額	同上		人口	前年度の3月31日現在の人口に1人当たり90円を乗じて得た額		
—	人口	1人当たり50円を乗じて得た額	同上	—	—	—	—	—	—
地域課題解決	—	—	—	—	地域課題解決	—	—	平成28年度から平成37年度までの期間で1自治協議会当たり上限8,000,000円	地域づくり計画に基づく地域課題を解決する事業

平成29年度

「丹波市地域づくり交付金交付要綱」 改正

・ 地域選択事業の創設(広報等仕分・配布)

変更後(H29～)				
交付対象事業	区分1	区分2	算定基準	交付条件等
地域選択事業	広報等仕分・配布	均等割	115,400円	広報等仕分・配布支援を行う自治協議会に限る
		箇所割	4月1日現在の配布箇所数当たり1,200円を乗じて得た額	
		部数割	4月1日現在の配布部数当たり10円を乗じて得た額	
		距離割	活動拠点施設から市が指定する施設までの距離に応じ、次により算出した額 1キロメートルまで1,200円とし、1キロメートルを超える場合は、1キロメートルごとに1,200円を加算する。ただし、1キロメートルを超える場合で、1キロメートル未満の端数は1キロメートルとみなす。	

参考 平成30年度実施自治協議会 22自治協議会

平成30年度

改正等特になし

3 地域づくり交付金

(1) 丹波市地域づくり交付金交付要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、平成28年4月1日現在の小学校区（以下「小学校区」という。）における地域課題の解決を図り、かつ、市民による主体的な連携と交流の地域づくりを推進する自治協議会に対して地域づくり交付金を交付することに関し、丹波市補助金等交付規則（平成16年丹波市規則第42号）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、市民の自発的かつ自立的な意思に基づく参画と協働及び魅力ある丹波市の実現に寄与することを目的とする。

（交付対象事業）

第6条 市長は、**活動拠点施設の維持管理及び運営、活動推進員の設置及び自治協議会の運営並びに健康、環境及び教育に関する活動を含めた地域づくり活動**（以下「交付対象事業」という。）を行う自治協議会に対し、地域づくり交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。

(2) 平成30年度積算根拠

P15～P16記載のとおり

(3) 支払方法 全額概算払い → 「包括交付金」

(4) 財源 地域づくり基金、市町村振興協会交付金、地域振興基金利子

(5) 参考

平成28年度	総額	97,558,000円	(25自治協議会)
平成29年度	総額	109,841,000円	(25自治協議会)

4 地域づくり活動拠点施設整備事業補助金

(1) 丹波市地域づくり活動拠点施設整備事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、小学校区における地域課題の解決を図り、かつ、市民による主体的な連携と交流の地域づくりを推進する自治協議会に対してその**地域づくり活動の拠点となる施設（以下「活動拠点施設」という。）の整備に係る経費の一部を補助**することに関し、丹波市補助金等交付規則（平成16年丹波市規則第42号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象事業等）

第3条 補助の対象となる事業及び経費は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に掲げる事業は、**1自治協議会当たり1活動拠点施設を対象**とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(2) 交付対象事業

施設整備事業内容	対象事業費	条件等	補助率	限度額
新築	新築費用及び新規建設用地取得費用	活動拠点施設を有していない又は活動拠点施設となりうる公共施設がない自治協議会が新たに活動拠点施設を建設する場合	3分の2 （千円未満切捨て）	3,500万円 （国、県等の補助金等の交付を受ける場合は、対象事業費から国、県等の補助金等の額を差引いた額とのいずれか低い額とする。）
全部改築	全部改築費	木造24年以上、鉄骨造38年以上、鉄筋コンクリート造50年を経過した活動拠点施設をすべて除却して建設する場合。ただし、本要綱による補助金を受けて大規模改修（増築含む。）又は修繕を行った施設は、15年を経過したものに限る。	3分の2 （千円未満切捨て）	3,500万円 （国、県等の補助金等の交付を受ける場合は、対象事業費から国、県等の補助金等の額を差引いた額とのいずれか低い額とする。）
公共事業に伴う新築、全部改築又は移築	新築、全部改築又は移築に要する費用から補償費を差し引いた額	—	3分の2 （千円未満切捨て）	3,000万円 （国、県等の補助金等の交付を受ける場合は、対象事業費から国、県等の補助金等の額を差引いた額とのいずれか低い額とする。）
大規模な改修（増築含む。）又は修繕（対象事業費が100万円以上の場合に限る。）	改修（増築）又は修繕で構造主体及び主要設備にかかるもの	新築又は全部改築から15年を経過した活動拠点施設	3分の2 （千円未満切捨て）	300万円 （国、県等の補助金等の交付を受ける場合は、対象事業費から国、県等の補助金等の額を差引いた額とのいずれか低い額とする。）

(3) 支払方法 通常払い（実績払い）

(4) 財源 地域づくり基金

5 元気な地域づくり特別事業交付金（平成23年度～平成28年度）

(1) 丹波市元気な地域づくり特別事業交付金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、**市民主導で持続可能な地域づくりをめざす**市内の自治協議会(以下「自治協議会」という。)に対して、**地域づくり計画の策定及び元気な地域づくりの実現による地域の活性化**を目的とする丹波市元気な地域づくり特別事業交付金(以下「交付金」という。)を交付することに関し、丹波市補助金等交付規則(平成16年丹波市規則第42号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（交付金の対象事業等）

第3条 市長は、次に掲げる要件を満たす事業を実施する自治協議会に対し、交付金を交付することができる。

- (1) **自治協議会が課題解決を図るための地域づくり計画を策定する事業**
- (2) 自治協議会が前号で作成した**地域づくり計画に係る事業**
- (3) 複数の自治協議会で行う場合は、地域づくり計画に位置付けされた事業
- (4) **小学校区が主体となる事業**

(2) 交付金額（平成23年度～平成28年度）

（交付金の額）

第4条 交付金の額は、**1,050万円を限度**とする。ただし、**地域づくり計画の策定に係る交付金は50万円を限度**とする。

(3) 支払方法 全額概算払い（年度毎精算）

(4) 財源 地域振興基金

交付金・補助金の実績（17～26年度）

交付金・補助金名	実施地区									
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
地域コミュニティサポート事業	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域づくりサポート事業	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-
地域づくり交付金	通常分	-	-	25	25	25	25	25	25	25
	地域課題解決分	-	-	0	2	2	2	-	-	-
	イベント分	-	-	17	16	13	-	-	-	-
	提案活動分	-	-	-	-	-	2	2	-	-
地域づくり活動拠点施設整備事業補助金	新築	-	-	0	1	1	0	0	0	0
	改修	-	-	2	1	2	0	2	1	2
地域づくり計画策定支援事業補助金	-	-	-	1	1	0	-	-	-	-
地域づくり活動支援事業（緊急経済対策）	-	-	-	-	23	-	-	-	-	-
元気な地域づくり特別事業交付金	計画策定	-	-	-	-	-	25	6	0	0
	事業実施	-	-	-	-	-	1	25	25	25

6 市の推進体制

平成23年度～

・ **まちづくり部を創設**

仕組みづくり：地域協働課

人づくり：生涯学習センター、人権啓発センター

場づくり：6支所

平成27年度～

仕組みづくり：市民活動課地域協働係

人づくり：市民活動課生涯学習係、人権啓発センター

場づくり：6支所

平成29年度～

仕組みづくり：市民活動課地域協働係、市民活動係

人づくり：市民活動課生涯学習係、人権啓発センター

場づくり：6支所

・ **6支所及び人権啓発センターに1名ずつまちづくり指導員を配置。計7名**

※平成25～26年度途中まで人権啓発センター1名を生涯学習センターへ配置。

・ **元気な地域づくり特別事業交付金創設**

※市内の25校区すべての自治協議会において地域づくり計画の策定に着手

行政組織の再編

(「行政組織の再編について」平成23年1月議員総会配布資料から抜粋)

まちづくり部

「まちづくり部」は、市民が誇りや愛着心のもてる地域をつくるため、市民自らが交流を育み、地域資源を活かした個性豊かで元気なまちづくりを進めることとし、『人づくり・場づくり・仕組みづくり』を基本方針とします。

【果たす役割】

- ① 行政と地域が密接な連携を図れる体制づくりを行います。
- ② 地域と共に「人づくり・場づくり・仕組みづくり」を浸透させるため、身近な部署となる支所を6地域に設置し、生涯学習と地域づくりの連携を強化していきます。
- ③ 人権啓発、人権教育及び人権学習のほか、人権と密接に関係する男女共同参画や国際理解（多文化共生）等の業務の集約化を図り、人権尊重のまちづくりをめざし年間を通じて市民協働のもとに取り組んでいる「人権文化を進める市民運動」や住民人権学習を一体的かつ計画的に推進します。

■丹波市が進める地域づくり事業

【将来像】

- 「新しい公共の創出」をめざす。(みんなで支えあう活気のある地域づくり)
- 小学校区単位で、住民組織を設立し、活動拠点の確保、推進員の設置等行ってきましたが、今後においては、それぞれの地域が地域の将来像を描き、その課題解決のための指針となる行動計画(地域づくり計画)を策定し、地域住民、市民、NPO、事業者等が一体となって取り組む新たな関係づくりが必要です。

【課題】(地域自治協議会のヒアリングから)

- 地域で任期のみ務めるという自治会等役員の意識改革が必要。
- 地域・行政ともに人材・資源・財源など身近な情報を提供しあう体制が必要。
- 地域リーダー養成の義務感を地域が認識し共有することが必要。
- 市民が学んだことを地域に生かす「知識循環型生涯学習」の展開が必要。
- 市役所職員による専門的な各種ノウハウ等の支援が必要。

【事務分掌】

- ① 地域づくりに関すること。
- ② 自治会に関すること。
- ③ 定期講座、講演会等市民の生涯学習、文化活動の実施に関すること。
- ④ 人権施策に関すること。
- ⑤ スポーツ、レクリエーションの振興に関すること。
- ⑥ 芸術文化に関すること。
- ⑦ 学習資料及びスポーツ機器、視聴覚機器等の利用に関すること。

【各課の役割】**○市民活動課地域協働係、市民活動係の役割（仕組みづくり）**

まちづくりの基本的なルールをつくる。

具体的には、①自治基本条例の制定、②自治会長会・自治会組織との連携、③地域のコミュニティ施設の整備などを行います。

○人権啓発センターの役割（人づくり）

市民生活の基本である人権意識の高揚を図る。

具体的には、①人権文化を進める市民運動として自治会・校区でのきめ細かな人権学習の展開・充実、②人権啓発・人権教育を推進するための指導者育成、学習教材・情報の提供による学習環境の整備、③人権関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

○市民活動課生涯学習係の役割（人づくり）

地域の課題・問題を自らのこととして捉え、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって主体的に参加し学ぶことにより、その知識を地域に還元できる知識循環型生涯学習を進め、行政と協働して解決していく人材を育てる。

具体的には、①地域づくりの理念や事業の企画・計画を立案できるような成人教育事業の実施、②会議・学習会の進行やまとめ方などの講座を通じ、コミュニケーションスキルを身につける講座を実施します。

○支所の役割（場づくり）

「4 支所の役割」で記載しています。

支所の役割

広大な市域(493.21平方キロメートル)有する丹波市は、本庁舎・分庁舎の他に4支所を市内6地域に配置し、合併前と概ね同様の庁舎配置により市民サービスの維持・向上に努めています。

現在のところ、その機能を継続していくとともに、総合計画（後期基本計画）【市民が主体となった連携・交流のまちづくり】の基本方針に基づき、以下のことについて機能の充実を図ります。

○地域づくりに対して、丹念に対応できる支所

高齢化率が高まり、人口も減少する中、地域全体（小学校区単位）で一つの単位自治会を支えあう必要が、今後生じることも予想されます。そうした地域の課題に対して丹念に対応できる機能をめざして、支所が校区自治協議会等と連携しながら、その機能をより強化します。

■支所の役割（場づくり）

- 地域課題を把握し、行動するため、一緒に活動することにより交流を深める機会をつくる。
 - 地域課題の解決に向けた計画策定、行動するための手法のノウハウを提供する。
 - 市民の自発的な学びの意欲に応える場を提供する。
- 具体的には、①地域の課題解決実践講座の実施、②地域リーダーの情報交換会、③自治意識の高揚と地域への誇りがもてる学習機会の提供などを行います。

■職員体制（勤務）

- 支所に地域づくり推進係、市民福祉係を置きます。
- 土・日曜日は、週休日とします。（各校区地域コミュニティ活動推進員の勤務も、平日が多い。）
- 週休日に事業がある場合は、勤務の割り振りにより出勤します。（年間を通じて土・日曜日勤務のメリットは少ない。）
- ワンストップサービスにより、意思決定や手続の迅速化を図ります。
- 貸館業務は非常勤一般職員が担い、常勤職員は地域づくり事業等のサポートを中心とした業務に従事するなど、常勤職員と非常勤職員の業務を明確にします。

まちづくり指導員（非常勤特別職）の配置

地域づくりや生涯学習の推進について、専門的な立場から指導・助言にあたる「まちづくり指導員」を各支所に1名配置します。

■まちづくり指導員の役割

- 地域づくり事業に関する調査研究、助言（地域づくりの手法、考え方、情報の伝達など）
- 具体的には、①自治協議会の地域づくり計画策定に係る情報・手法等の提供と事業実施の協働、②自治協議会の運営に係る提案や助言、③地域コミュニティ活動推進員との連携・協力、④地域資源の掘り起こしや新たな地域資源の創造など、地域と協働しながら地域づくりを進めます。

■地域づくり支援者の役割

- 各校区の地域づくりに情報提供と相談など
- よりきめ細やかな地域との連携を図るため、各校区に支所長の要請により職員から地域づくり支援者2名程度を設置し、情報提供・相談業務等に参画します。

地域づくり支援者

○丹波市自治基本条例

(市の職員の責務)

第26条 市の職員は、市民全体のために、法令を遵守するとともに、創意工夫のもと、公平、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な資質、知識、技能等の向上を目指し、研修等に積極的に参加するよう努めなければなりません。

3 市の職員は、**市民の一員としての自覚を持ち、地域課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めなければなりません。**

4 市の職員は、職務上知り得た情報については、細心の注意を持って扱わなければなりません。

○丹波市職員憲章

5 <地域意識>：職員としての自覚と誇りを持って、一人の市民として積極的に地域に貢献します。

○地域の一員として地域活動に積極的に参加します

○地域づくり支援者とは：平成24年度「地域づくり職員研修会資料」から抜粋

3. 地域づくり支援者とは・・・！？

*支所と連携しながら、各自治協議会の地域づくり活動に参画し、アドバイスや情報提供を行う

(1) 自治協議会の会議等への参画

→自治協や支所長の要請により、自治協の地域づくり計画策定会議や地域づくり活動に参画する。(ワークショップの運営支援、校区職員の意識向上と地域活動への参加を促すなどの働きかけを含む。)

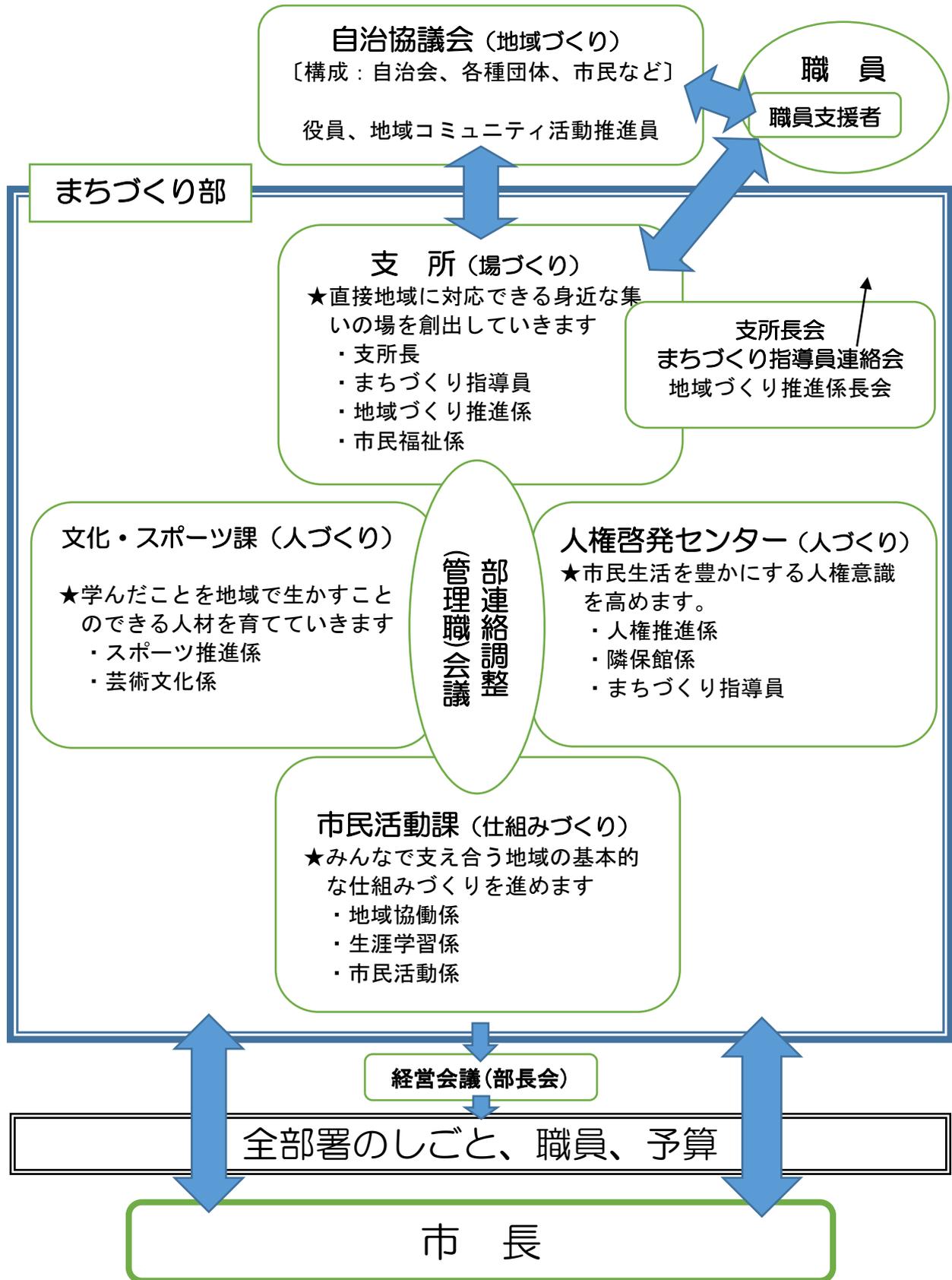
(2) 地域づくり計画策定・地域づくり活動への情報提供

→支所と連携を図りながら、地域に役立つ情報を自治協議会へ提供する。

★ここがポイント!★

- ①支援者の位置づけは、「住民ボランティア」・「勤務時間中は職専免(要所属長許可)」
- ②支所と綿密な連携が必要 → 支援者で判断できない場合は支所と相談する
- ③他の市町での地域づくり成功例には、行政職員の関わりが重要と検証されている
- ④今後の支援者の位置づけとあり方 → 「地域コーディネーター」としての役割
- ⑤自治協議会から支援者への期待 → 現在、支援者のあり方について検討する時期となっている。

丹波市地域づくり体制図



自治協議会とは

○丹波市自治基本条例

(住民自治組織)

第12条 市民は、**地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、概ね小学校区を単位とする地域内において、多様な主体で構成される住民自治組織**（以下「自治協議会」といいます。）を設置することができます。

- 2 一つの地域では一つの自治協議会のみを設置することができます。
- 3 自治協議会は、当該地域のすべての住民及び自治会その他の団体を構成員とします。
- 4 自治協議会は、透明で民主的な運営を行わなければなりません。また、そのための規約及び組織を構成しなければなりません。
- 5 自治協議会は、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた**地域づくり計画の策定**に努めるものとします。
- 6 自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとします。
- 7 市民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的に自治協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとします。
- 8 自治協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(コミュニティのあり方)

第14条 **自治会は、暮らしやすい地域社会を築くため身近な範囲で市民により自主的につくられた基礎的自治組織**（以下「コミュニティ」といいます。）**として、市民生活に必要な諸活動に自発的に取り組むものとします。**

- 2 コミュニティは、多くの地域住民を構成員とする地域の総合的な自治組織としての役割と責任を自覚し、**自治協議会の主たる担い手として参画するよう努める**ものとします。
- 3 市民は、地域に生活するものとしてコミュニティが行う自治の活動に積極的に参加し、交流しながら相互に助け合うとともに、地域の課題を共有し、解決に向けて取り組むよう努めるものとします。
- 4 コミュニティは、住民の合意により透明かつ民主的に運営されなければなりません。
- 5 市は、コミュニティの果たす役割を認識するとともにその自主性・自律性を尊重し、活動支援、コミュニティ相互の連携促進等必要な措置を講じるものとします。

ヒント ☞ 丹波市の「自治会と自治協議会の違い」

構成…自治会は入会した世帯単位の傾向が強く、自治協はすべての個人・団体を対象にする。

範囲…自治会は集落単位またはその集まり、自治協は小学校区単位。

団体…自治会は地域コミュニティ・地縁団体の性格が強く、自治協は自治会を含む小学校区内の各種団体・個人による協議会組織。

*平成23年5月作成の「丹波市のまちづくり」から